

## 第9回知床遊覧船事故検討委員会議事内容に関する意見

標記委員会を所用のために欠席するにあたり、当日の議事内容に関して、下記のように意見を申し述べます。

### 1. 「国による安全情報の提供と安全啓発」に関して

- ・中間取りまとめの結果、本年8月末～より、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトにおいて、行政指導を公表対象に追加、公表期間を2年間から5年間に変更したことで一步前進したが、他方、「公表期間」と「閲覧手段」に関しては検討が求められている。

その上で、今後の対応等について下記のように考える。

- ・行政処分等の開示情報は、詳細な事故原因や今後に向けた改善対策、改善実態等は見えにくい。タイムラグはあるが、運輸安全委員会サイトにおいて、事故概要、事実情報、分析、原因、再発防止策、勧告等についての詳細な報告が公開され、常時アクセス可能であることから、行政処分の開示期間の延長の検討というよりは運輸安全委員会報告書の活用(ネガティブ情報等検索サイトとのリンク)や対応策の効果等に関する前向きな情報開示を検討すべきではないか。
- ・事務局提案のように、事故から得られた教訓を、監査部門の職員への研修、安全統括管理者・運航管理者への更新講習、船員への教育訓練・免許講習など、さまざまな機会を捉えて活用するとともに、海事レポート等の一般向け広報媒体、各種報道機関等との連携も含め、海上輸送の安全について、社会全体への啓発を怠らないことが重要である。
- ・事故が起こったという事実から目を背けずに、事故から得られたさまざまな教訓を整理して、「二度と同様の事故を起こさない」という姿勢で対策を講じるべきであり、新たな対応策を確実に実行することで、当該事業者や事業者団体の改善努力を促し、より安全で安心な運航を確保することが大事である。事故を発生させた事業者について、市場から退出させるケースもあろうが、再生を期す事業者には、ペナルティを与え続けるのではなく、その機会を設けるべきではないか。

### 2. 「船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ」に関して

- ・事業者、保険会社等のヒアリングを基に実行可能な提案となっている。船客傷害賠償責任保険の限度額引き上げにあたっては、保険会社において新たな商品設計を行なうことになるが、保険料金額の算定や保険引き受けの条件として、対象事業者の安全対策や安全管理体制に関してより高い水準を求められることは間違いなく、保険金額の引き上げが、事業者の安全に関する取組みのレベルアップに寄与することを期待する。

以上